

○広島大学における学生番号の取扱いについて(申合せ)

平成 25 年 3 月 29 日  
理事(教育担当)決裁

広島大学における学生番号は、次のとおり取り扱うものとする。

I 学生番号の構成

1 構成

桁数は 7 桁とし、次のように構成する。

|   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|
| × | × | × | × | × | × | × |
|---|---|---|---|---|---|---|

区分記号 入学年度 名列番号

2 区分記号

区分記号は次のとおりとする。

| 区分                                                                        | 区分記号 |
|---------------------------------------------------------------------------|------|
| 学部                                                                        | B    |
| 専攻科                                                                       | S    |
| 修士課程                                                                      | M    |
| 博士課程前期                                                                    | D    |
| 博士課程後期                                                                    |      |
| 博士課程(医歯薬保健学研究科の医歯薬学専攻)                                                    |      |
| 専門職学位課程                                                                   | P    |
| 学部, 学内共同教育研究施設及び全国共同利用施設の研究生<br>学部, 学内共同教育研究施設及び全国共同利用施設の外国人研究生<br>特別研究学生 | K    |
| 研究科の研究生<br>研究科の外国人研究生                                                     | G    |
| 学部の科目等履修生<br>学部の特別聴講学生                                                    | C    |
| 研究科の科目等履修生<br>研究科の特別聴講学生                                                  | R    |
| 日本語等予備教育生                                                                 | V    |

3 入学年度

入学させ, 進学させ, 又は受け入れる年度を西暦の下 2 桁で表す。ただし, 編入学し, 学士入学し, 又は転入学した者は, 受入れ年次に該当する入学年度で表すものとする。

4 名列番号

(1) 学部, 専攻科及び大学院の学生

名列番号は, 区分記号ごとに無作為に抽出した番号とする。ただし, 専門職学位課程(法務研究科)の学生の名列番号については, 上 1 桁目に「3」(法学既修者にあつては「2」)と表示するものとする。

(2) 研究生, 科目等履修生等

名列番号は、区分記号ごとに一連番号とする。

## II 学生番号の割振上の留意点

- 1 学生番号は、各年度の新入生に割り振るものとする。ただし、研究生及び外国人研究生であつて、研究期間終了後も引き続き研究するものは、既に割り振られた当該番号を使用するものとする。
- 2 編入学し、学士入学し、又は転入学した者には、新たに学生番号を割り振るものとする。また、再入学した者は、以前の学生番号を使用する。
- 3 退学し、除籍し、又は転学した者の学生番号は、欠番とする。
- 4 転学部し、又は転学科した者の学生番号は、変更しないこととする。
- 5 研究生、科目等履修生等の学生番号は、出願順とする。

## 附 則

- 1 この申合せは、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年度以前に入学した者の学生番号は、この申合せの規定にかかわらず、なお従前の例による。